

平成 27 年度
第 2 回八代市地域公共交通会議
配布資料一覧
【報告事項】

資料番号	資料名	ページ
資料 1	平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業(計画推進事業)) 交付申請書	1
資料 2	路線バス運行内容の見直しについて	3
参考資料	八代市地域公共交通会議設置要綱	8

平成 27 年 6 月 12 日
八代市企画振興部企画政策課

様式第 5 - 9 (日本工業規格 A 列 4 番)

八公交第 号
平成 27 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

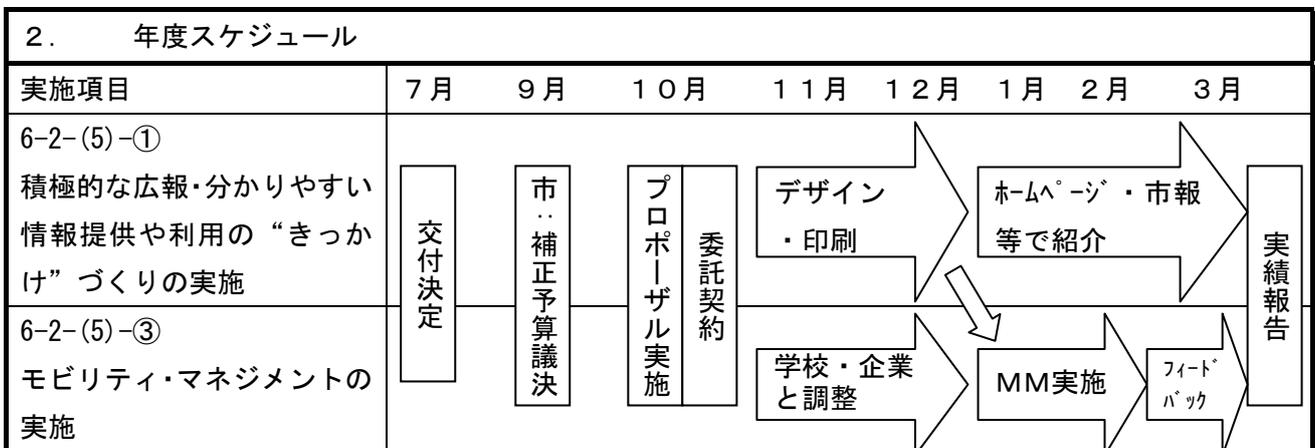
住 所 八代市地域公共交通会議
氏名又は名称 会長 永原 辰秋 印

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 交付申請書

平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (計画推進事業)) 金
円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第
5 条の規定に基づき、別紙及び添付書類のとおり申請します。

地域公共交通調査事業（計画推進事業）の実施に関する計画

1. 地域公共交通調査事業（計画推進事業）の内容	
実施項目	実施内容
6-2-(5) 公共交通の有効活用に関する施策展開 ① 積極的な広報・分かりやすい情報提供や利用の“きっかけ”づくりの実施	(I) 公共交通に関心をもつていただくための冊子を作成 今回実施する学校・企業へのモビリティ・マネジメント（以下、「MM」と記載。）に向けて、まず、本市の公共交通や財政を含めて、自分自身の日常的な移動手段についても考えてもらえる“きっかけ”を提供できるような冊子を作成。 ベースを作成後、MMの対象に応じて、デザインを変更する。 (II) 身近な公共交通を知っていただくための路線図・時刻表を作成 “きっかけ”づくりの冊子とあわせて配布するための路線図と総合時刻表を作成。次年度以降に大幅な路線再編を行う可能性があることから、今後、使用できるデザインを固め、今年度のMM時にも配布する。
6-2-(5) 公共交通の有効活用に関する施策展開 ③ モビリティ・マネジメントの実施	「網形成計画」策定時のアンケートにて、公共交通の利用促進に関心が高かった高校と企業に対し、MMを実施する。 (I) 高校へのMM実施 公共交通への関心が高く、実際に通学に利用できる場所にある高校に対し、MMを実施することで、学校や保護者にとっては、環境面や通学時の安全性を提案し、日常的な公共交通の利用増加を図る。 (II) 企業へのMM実施 公共交通での通勤を促進したい企業と連携したMMの実施により、企業には環境面、敷地の有効活用等のメリット、従業員には、安全面や通勤手当等のメリットを提案することで、日常的な公共交通の利用増加を図る



(2)複数の路線が重複し、運行頻度が過剰になっている区間が存在

○市街地以外の比較的用户者が少ないエリアにおいても、複数のバス路線の走行ルートが重複する区間が見られます。

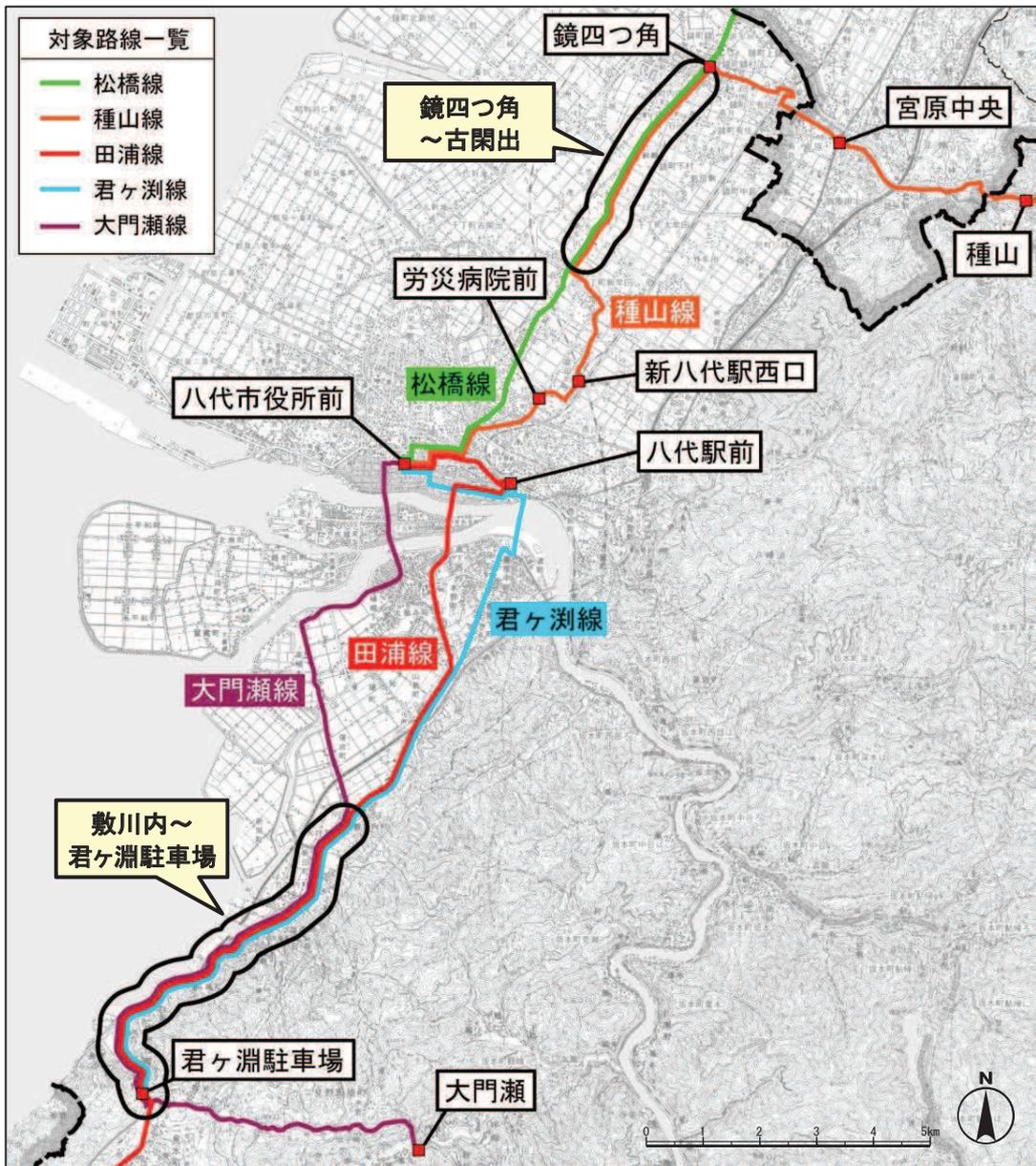
○こうした区間では、利用状況に対して運行頻度が過剰になる傾向が見られ、より効率的な運行に向けた改善の余地があるものと考えられます。

▼主な走行ルート重複区間

区間	路線			運行頻度 (往復：平日)	
	路線	起点	終点		
鏡四つ角 ～古閑出	松橋線（県道経由）	松橋産交	八代市役所前	10	計 21
	種山線※1	労災病院前	種山	11	
敷川内 ～君ヶ淵駐車場	田浦線	八代市役所前	道の駅たのうら	8	計 24
	君ヶ淵線※2	八代駅前	君ヶ淵駐車場	10	
	大門瀬線	八代市役所前	大門瀬	6	

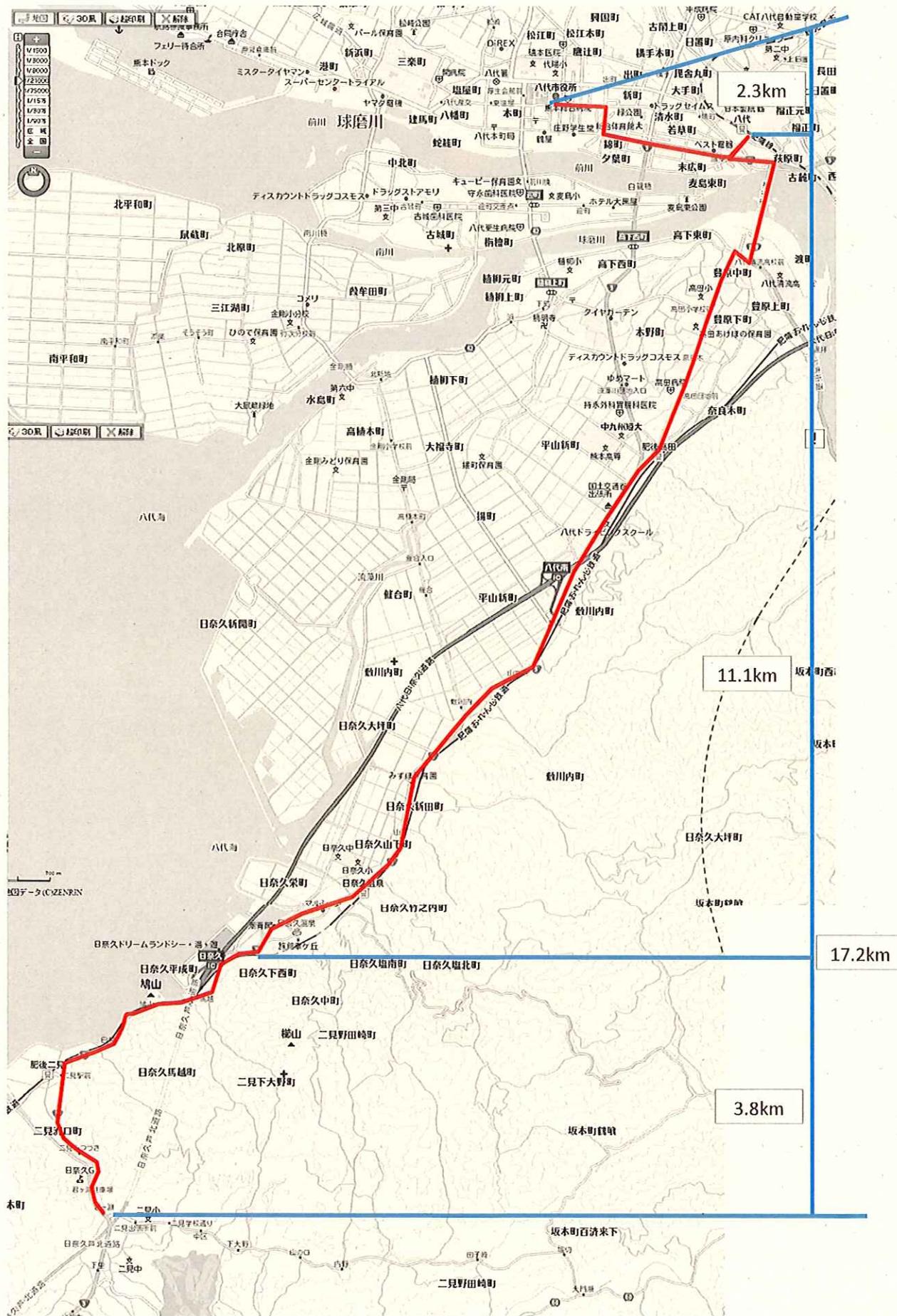
※1：八代市役所前を起点とする系統、八農分校前を終点とする系統も含む

※2：八代市役所前を起点とする系統も含む



▲主な走行ルート重複区間

君ヶ淵線





・上り下りとも八代駅前付近～平山新町付近の区間が最も利用者が多く、次いで平山新町付近～日奈久温泉付近となっている。一方で、日奈久温泉付近～君ヶ淵駐車場付近の区間についてはほとんど利用が見られない。

・区間別の利用状況を見ると、便によって大きな傾向の違いは見られないものの、便別の利用者数では7人/便以上の便がある一方で、1人/便台の便も見られる。収支率についてもややばらつきが見られるが、最も高い便でも4割未満となっている。

2) 日奈久方面（田浦線・君ヶ渚線・大門瀬線）

○田浦線、君ヶ渚線、大門瀬線の3路線が重複する君ヶ渚駐車場～敷川内区間は、1日あたり24往復（平日）と高頻度にバスが運行している。当該区間のうち日奈久温泉前以北については相当程度の利用が見られるものの、以南の利用者は多くない。

表 分析対象区間（複数路線重複区間）

区間	路線	運行頻度（往復）		
		平日	土曜	日祝
君ヶ渚駐車場～敷川内	田浦線	8	8	8
	君ヶ渚線	10	8	8
	大門瀬線	6	6	6
	計	24	22	22

※実際の重複区間は鏡四つ角～古閑出だが、ODは各運賃区界の代表バス停間のデータとなっているため、ここでは代表バス停である東牟田までを重複区間とした。

○特に君ヶ渚線の利用者が極端に少ない状況となっており、当該区間は田浦線・大門瀬線と完全に重複する区間であることを考えると、運行の必要性は高くないものと考えられる。

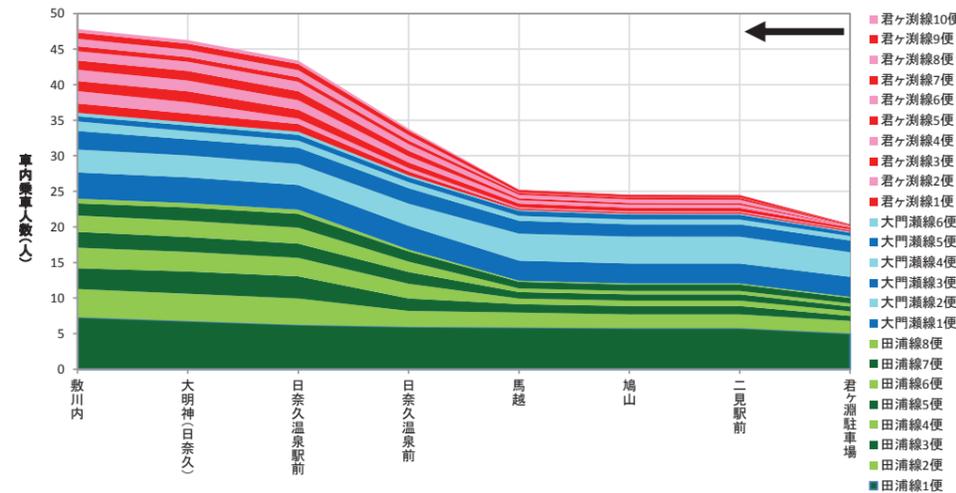


図 1 便あたり車内乗車人数積み上げグラフ（3路線重複区間/上り/君ヶ渚駐車場～敷川内）

○重複区間や重複区間以南・以東を発着する利用者の多くは市街地循環バス運行エリアで乗降しているものの、市街地循環バス運行エリア手前の区間での乗降も相当数見られることから、3路線の敷川内以北の運行ルートに関してはいずれも概ね現状の形態で維持していくことが妥当であるものと考えられる。

○なお、君ヶ渚線については、現状では半数の便が八代駅前止まりとなっているが、八代駅前～八代市役所前の利用も相当程度見られること、袋町付近など君ヶ渚線のみが運行している区間もあることなどを踏まえ、全便を八代市役所まで延伸することも考えられる。

○大門瀬線については、利用者数はそれほど多くないものの区間別の利用状況に大きな差がなく、路線全体が比較的“万遍なく”利用されているが、重複区間以東を発着する利用者のうち、4割以上が重複区間（君ヶ渚駐車場～敷川内）での乗降になっていることを考えると、重複区間の南北で利用特性がやや異なっている可能性もあり、当該区間で2分割することも考えられる。

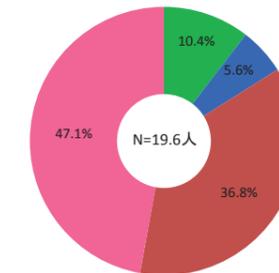
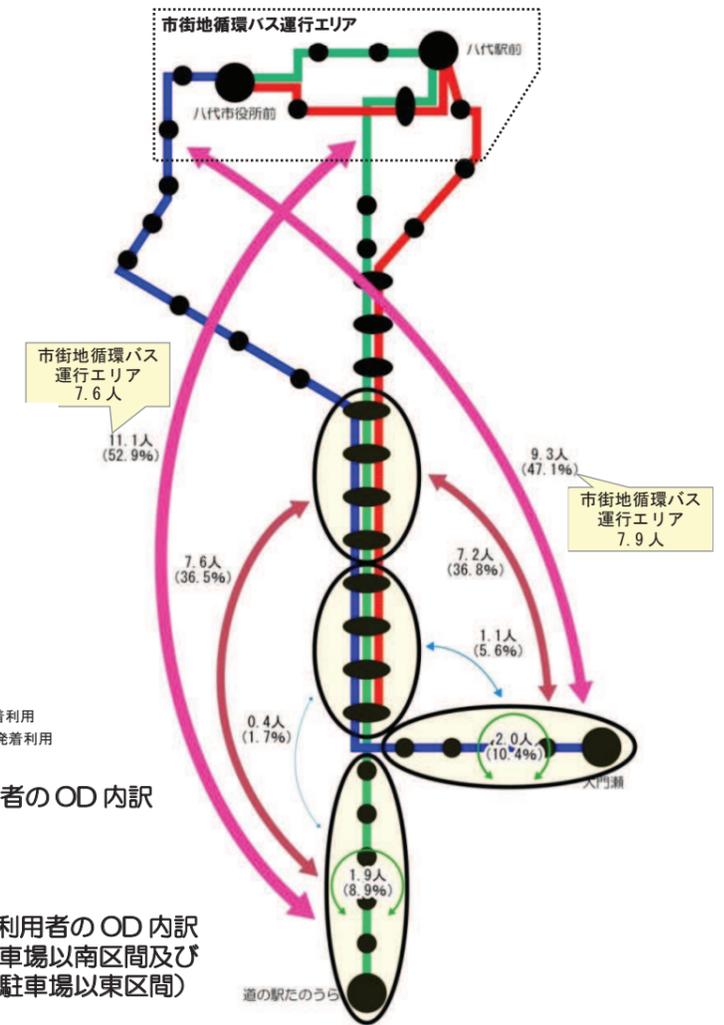
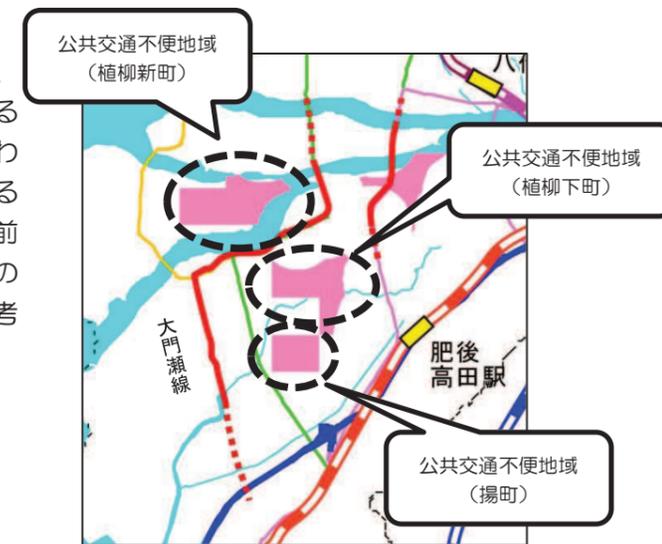


図 大門瀬君ヶ渚駐車場以東区間を発着する利用者のOD内訳

図 重複区間以外を発着する利用者のOD内訳（田浦線君ヶ渚駐車場以南区間及び大門瀬線君ヶ渚駐車場以東区間）



○この場合、日奈久温泉駅前～大門瀬間の利用者数や、周辺に公共交通不便地域が見られることなどを考えると、乗合タクシー（定時定路線）に変更した上であわせて公共交通不便地域に対応（迂回型デマンド）することも考えられる。その際、現状では日奈久温泉駅前のバス停の待合環境は劣悪であるため、駅前広場への乗り入れなども視野に入れた乗り継ぎ環境の整備を考える必要がある。





○八代市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月27日

告示第34号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、本市に地域公共交通会議を設置する。

(名称)

第2条 地域公共交通会議の名称は、八代市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)とする。

(事務所)

第3条 交通会議の事務所は、八代市松江城町1番25号(八代市役所内)に置く。

(所掌事務)

第4条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第5条 交通会議は、次に掲げる者を委員とする。

- (1) 市長又は市長が職員のうちから指名するもの
- (2) 次に掲げる者のうちから市長が委員に委嘱するもの
 - ア 本市において一定規模の旅客輸送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
 - イ 本市において一定規模の旅客輸送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者を代表する者
 - ウ 本市において一定規模の旅客輸送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
 - エ アの事業者が属する一般乗合旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
 - オ イの事業者が属する一般貸切旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
 - カ ウの事業者が属する一般乗用旅客自動車運送事業者の団体を代表する者
 - キ 住民を代表する者
 - ク 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
 - ケ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
 - コ 道路管理者の関係職員
 - サ 熊本県警察の関係職員
 - シ 学識経験者その他交通会議の協議に必要と認める者

(委員の任期)

第6条 前条第2号の規定により委嘱された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号の規定により委嘱された委員（同号キ及びシの規定により委嘱された委員を除く。）が同号に掲げる者（同号キ及びシに掲げる者を除く。以下この項において同じ。）でなくなったときは、当該委員の任期は、同号に掲げる者でなくなった日の前日までとする。

3 前条第2号の規定により委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第7条 交通会議に会長を置き、第5条第1号に掲げる委員をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議の会議は、原則として公開とする。

5 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、交通会議の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、企画戦略部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 交通会議に、監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日告示第27号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日告示第5号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の八代市地域公共交通会議設置要綱の規定により設置された八代市地域公共交通会議の委員に委嘱されている者で残任期間を有するものは、当該残任期間に限り、改正後の八代市地域公共交通会議設置要綱の規定により設置された八代市地域公共交通会議の委員に委嘱された者とみなす。

附 則 (平成27年1月23日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。